

【地震災害応急・復旧・復興対策】

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進 計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域に含まれており、著しい地震被害が生じるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、本計画
総則・災害予防対策第1編第5章「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

項目	実施担当機関
第1 物資等の調達手配	各部局、大阪府、各防災関係機関
第2 人員の配備	総務部
第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	大阪府、各防災関係機関

第1 物資等の調達手配

1 災害応急対策に必要な次の資機材等の確保

本部事務局は各部と連携して、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等の確保を行う。

用途の目安	品目の目安
事務処理設備	机、いす、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	テレビ、ラジオ、地域防災無線、携帯電話、拡声器、広報車、インターネット
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、投光機、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

2 府に対する資機材等の供給要請

本部事務局は、府に対し、資機材等の確保状況を速やかに報告する。また、市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な資機材等が不足する場合は、府が保有する資機材等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

3 物資の備蓄・調達

- (1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水及び生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等

により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

第2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、人員に不足が生じる場合は、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あつせん等の措置をとるよう要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- 2 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

項目	実施担当機関
第1 応援協定の運用	総務部、消防組合
第2 自衛隊に対する災害派遣要請の要求	総務部
第3 消防、警察の広域応援の受入れ	総務部、消防組合

第1 応援協定の運用

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。具体的な要請手続き等については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第6節「広域応援等の要請・受入れ」第1「行政機関等との相互応援協力」に準ずる。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧表」
 資料12-1「災害相互応援協定一覧表」

第2 自衛隊に対する災害派遣要請の要求

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、自衛隊に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第7節「自衛隊の災害派遣の要請」に準ずる。

第3 消防、警察の広域応援の受入れ

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入体制の確保に努める。

消防広域応援の手続き等については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第8節「消火・救助・救急活動」第7「応援の要請」に準ずる。

第3節 帰宅困難者への対応

項目	実施担当機関
帰宅困難者への対応	市民生活部

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 円滑な避難の確保に関する事項

項目	実施担当機関
津波に関する防災教育	総務部、教育委員会

本市は海岸を有しないため、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「津波防災対策区域」という。）は存在しない。

ただし、府内には津波防災対策区域があり、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、市民・職員に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、津波からの防護及び円滑な避難の確保に資するよう努める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的にとるべき行動

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 施設整備等の整備方針

項目	実施担当機関
施設整備等の整備方針	各部局

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震の他、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

項目	実施担当機関
第1 市施設の耐震化・不燃化	各部局、消防組合
第2 一般建築物耐震化の促進	各部局

第1 市施設の耐震化・不燃化

市は、庁舎、門真消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

第2 一般建築物耐震化の促進

府及び市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画（平成23年3月改定）及び耐震改修促進実施計画に沿って推進する。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」第1「建築物等の耐震化の促進」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項目	実施担当機関
第1 避難場所の整備	総務部、まちづくり部
第2 避難経路の整備	総務部、まちづくり部
第3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設 その他消防用施設等の整備	総務部、まちづくり部、消防組合、門真警察署
第4 消防活動用道路の整備	まちづくり部、枚方土木事務所、大阪国道事務所
第5 老朽住宅密集地の整備	まちづくり部、大阪国道事務所
第6 緊急交通路の整備	まちづくり部、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社
第7 社会福祉施設における整備	保健福祉部、まちづくり部、各事業者
第8 公立小・中学校等における整備	教育委員会
第9 飲料水施設の整備	上下水道局
第10 通信施設の整備	総合政策部、総務部
第11 その他	—

第1 避難場所の整備

一時避難地、広域避難地の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第6節の第2「避難場所、避難路の安全性の向上」の定めるところにより行う。

第2 避難経路の整備

避難経路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第6節第2「避難場所、避難路の安全性の向上」の定めるところにより行う。

第3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資器材の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第3節の第2「消防力の充実」の定めるところにより行う。

第4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第1節の第1「防災空間の整備」の定めるところにより行う。

第5 老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第3章第1節第3「密集住宅市街地の整備促進」の定めるところにより行う。

第6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第5節第1「陸上輸送体制の整備」の定めるところにより行う。

第7 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」の定めるところにより行う。

第8 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」の定めるところにより行う。

第9 飲料水施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第1章第7節第1「給水体制の整備」の定めるところにより行う。

第10 通信施設の整備

通信施設における整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第2節「情報収集伝達体制の整備」の定めるところにより行う。

第11 その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画総則・災害予防対策第2編「災害予防対策」の定めるところにより行う。

第5章 防災訓練計画

第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

項目	実施担当機関
南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	各部局

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の「津波防災の日」に避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生後の情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、府、防災関係機関及び自主防災組織等と連携するとともに、市民等の協力と参加を得て、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示及び各避難所への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 上記の防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2節 学校における防災訓練の実施

項目	実施担当機関
学校における防災訓練の実施	教育委員会

- 1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- 2 避難訓練を実施する際には、園児・児童・生徒が障がい等のある園児・児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。
- 3 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

項目	実施担当機関
第1 家庭での防災対策の周知徹底	総務部、消防組合
第2 企業の防災活動の促進	総務部、消防組合、各事業者
第3 市の措置	総務部、消防組合

第1 家庭での防災対策の周知徹底

市及び消防組合は、それらの有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

1 事前の備え

(1) 住まいの安全のチェック

- ア 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う
- イ 家具の転倒防止対策を実施する

(2) 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

(3) 防災知識・技術の修得

防災訓練や各種講習などに参加し、防災関連知識・技術を習得する。

(4) 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低3日分（可能な限り1週間分程度）を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

2 災害時の行動に関する心がまえ

- (1) 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- (2) あわてて外に飛び出さない。
- (3) 揺れが収まった後、火の始末を確認する。
- (4) 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

- (5) ブロック塀には近づかない。
- (6) 靴を履いて外に出る。
- (7) 自動車では避難しない。

3 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第2節「自主防災体制の整備」に準ずる。

第2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持及び市民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的な内容は、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第4節「企業防災の促進」に準ずる。

第3 市の措置

市及び消防組合は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第2節「自主防災体制の整備」に準ずる。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項 目	実施担当機関
第1 市職員に対する教育	各部局
第2 市民等に対する啓発及び広報	各部局
第3 児童、生徒等に対する教育	教育委員会
第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育	各部局
第5 相談窓口の設置	災害相談班

第1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部局、各課及び各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

第2 市民等に対する啓発及び広報

1 市は、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催及び防災訓練等の機会を通じて、市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。

2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な啓発及び広報を推進する。

3 市の実施する防災のための啓発活動は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識

- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
 - (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止・初期消火、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地区における災害危険箇所（既往災害箇所、浸水想定区域及び軟弱地盤等）に関する知識
 - (7) 各地域における避難対象地域、避難所及び避難経路に関する知識
 - (8) 平素、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄（最低でも3日間（可能な限り1週間分程度））、家具の固定、出火防止及びブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 4 市は、啓発方法として、テレビ・ラジオ等のメディア活用、印刷物、ビデオ等の映像及び各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な啓発を行う。
- 5 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、避難所及び避難路等についての広報を行うよう留意する。

第3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮及び高波との違い（必要に応じて）
- (3) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、市民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努める。府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

第5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。